

3 委員会別の成立した法律等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

・内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
6	一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	四、 一一、三〇	四、 一一、三〇 (予)	四、 一一、一〇	四、 一一、一〇	四、 一一、三〇	四、 一一、一	四、 一一、一	
7	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	一一、三〇	一一、三〇 (予)	一一、一〇	一一、一〇	一一、三〇	一一、一	一一、一	
8	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	一一、三〇	一一、三〇 (予)	一一、一〇	一一、一〇	一一、三〇	一一、一	一一、一	

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第六号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成四年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる。(平均引上額八千六百七円)
- 二、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十八万五千円(現行二十七万六千円)に引き上げる。
- 三、扶養手当について、子、孫等に係る扶養親族の要件を満二十歳(現行満十八歳)に達する日以後の最初の三月三十一日までとする。
- 四、民間賃金等の極めて高い地域に係る調整手当の支給割合を一・二%とする。
- 五、借家等居住者に対する住居手当の支給月額等を引き上げる。(最高支給限度額二万六千円(現行二万三千円))
- 六、自動車等使用職員に対する通勤手当の支給月額を引き上げる。(最高支給限度額二万九百円(現行一万八千八百円))

七、宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。

八、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額三万六千八百円(現行三万五千八百円)に引き上げる。

九、本法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。ただし、宿日直手当の改正規定は平成五年一月一日から、調整手当の支給割合に係る改正規定は平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その主な内容は、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額、初任給調整手当及び通勤手当等の額を本年四月から引き上げるとともに、扶養手当の支給要件である扶養親族の範囲の拡大、民間賃金等の極めて高い地域に係る調整手当の支給割合の引上げ等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に併せて、特別職の職員の給与の

額の改定等を行おうとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額額の改定等を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補(一)の欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対しても調整手当を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、人事院勧告の早期完全実施の方策、官民給与の比較方法の見直し、超過勤務の縮減策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は全会一致をもって、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はそれぞれ多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法改正案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第七号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。
- 二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 三、秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を引き上げる。
- 五、適用範囲に関する規定の整理を行う。
- 六、本法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。

委員長報告

前ページ参照

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第八号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を九万八千二百円（現行九万二千二百円）に引き上げる。
- 三、自衛官俸給表の将又は将補一欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対しても調整手当を支給することとする。また、同調整手当について、民間賃金等の極めて高い地域に係る支給割合を、一般職の国家公務員の例に合わせて引き上げる。
- 四、営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を五千五百七十円（現行六千三百四十円）に改定する。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。ただし、新たに支給することとした調整手当について、支給割合を引き上げる改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

一八ページ参照